

現場説明書

1. 件名
平成 30 年度大熊町特定復興再生拠点区域事前調査及び同意取得支援業務
(その 2)
2. 現場説明会
本件業務の内容は、除染等関連業務共通仕様書、特記仕様書、入札心得、現場説明書（以下「設計図書等」という。）によるものとし、現場説明会は実施しない。
3. 対象地区の放射線量
対象地区における平均的な放射線量は、以下のとおりとなっている。
 - ・ 2.39～3.702 μ Sv/h（原子力規制委員会の放射線モニタリング情報より）
4. 工程、体制の検討にあたっての参考
工程、体制の検討にあたっては、以下に示す他の実績、内容を参考として検討すること。
 - ・ 同意取得については、現地説明時にすべて同意を得られることなく、再説明、再々説明が 10～20%の割合で生じている。
 - ・ 特に、現地説明、同意取得にあたっては、土曜、日曜の対応も必要とされる。
5. 本業務の積算上の基地基準
本業務の積算上の基地は、南相馬市としている。
6. 立会謝金について
当初の設計においては計上していないため、実績に基づき変更対象とする。
7. 電離放射線に対する安全対策について
保護具の計上はしていない。線量計については当初の設計においては計上していないため、実績に基づき変更対象とする。
8. 図面の作成について
損壊等で除染が困難な家屋等については、建物の図面作成対象外とする。
なお、この場合も庭等の敷地平面図の作成をするものとする。これらは実績に基づき変更対象とする。
9. その他
本業務において数量の増減に対して協議のうえ変更対象とする。

10. 特殊勤務手当

本業務は、帰還困難区域内の調査となるため、特殊勤務手当（人事院規則 9-129（東日本大震災に対処するための人事院規則 9-35（特殊勤務手当）の特例）に定める額）の対象である。

平成 30 年度大熊町特定復興再生拠点区域事前調査及び同意取得支援業務（その 2） 特記仕様書

第 1 章 総則

1. 業務の目的

本業務は、調査区域において、除染作業前の事前物件調査（放射線濃度調査、建物等の損壊調査等、以下「事前調査」という。）を行うとともに、権利者に対する同意書案を作成し、除染等の措置（以下、単に「除染」という。）の内容・方法に関する説明を行うとともに、これに基づいて国が除染の実施に対する同意を関係人から得る際の支援及びこれらに付随する業務を行うものである。

また、本業務の実施に当たっては「平成 30 年除染関連業務共通仕様書（第 1 版）」に基づき実施するほか、この特記仕様書によるものとする。

2. 業務の概要

「調査区域」とは、別添範囲図に示す福島県双葉郡大熊町の区域（帰還困難区域に限る）のうち森林を除いた地域並びに林縁部から森林側に 20m 入った地点までをいう。

なお、調査区域における建物等の棟数、面積等は、以下のとおり想定している。

- ・建物数： 877 棟（住宅地図等から目視で算出した数）
- ・道路総延長： 10.5km（土地利用区分地図等から推計した数）
- ・農用地総面積： 40.9ha（土地利用区分地図等から推計した数）

また、当該地域に存在する関係人（地権者）は 461 人と想定している。

3. 管理技術者の要件

(1) 管理技術者は、以下のいずれかの資格を有する者を配置すること。

(ア) 技術士（建設部門（選択科目を「建設環境」とする者に限る。）、環境部門（選択科目を「環境保全計画」、「環境測定」、「環境影響評価」とする者に限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を「建設部門－建設環境」に係る者、若しくは「環境部門－環境保全計画、環境測定、環境影響評価」とする者に限る。）

(イ) 1 級土木施工管理技士

(ウ) RCCM（建設環境部門に限る。）

(エ) 補償業務管理士（土地調査部門、物件部門に限る。）

(2) 配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

第2章 業務の内容

I. 事前調査業務

1. 放射線モニタリング調査

- (1) 調査区域について、放射線モニタリング調査に先立ち、私有地に立ち入らない範囲で現地調査を行い、地域の状況、土地及び除染対象物等の概況を把握するものとする。
- (2) 放射線モニタリング調査は、調査区域内の公有地・私有地に立ち入って行うこととする。ただし、私有地については、立ち入りに関する同意が得られている範囲で行うこととし、調査を行う場合には、あらかじめ立ち入りに関する同意の状況を調査職員に確認したうえで行うものとする。
- (3) 調査区域の除染対象物ごとに、除染関係ガイドライン（平成26年12月追補 環境省）及び表1に従って、放射線モニタリング調査を行う地点（測定点）を決定するものとする。なお、測定結果は、行政や関係機関に示すこととなるので、除染対象物の中から代表性を有するものを測定点として選定すること。測定点は、合計10,600箇所を想定している。

表1 測定点の設定方法

除染対象物	測定点の場所
(イ)家屋・建物、学校・公園等	敷地内の屋外に5点。当該測定点における測定値の平均が、当該敷地内において、人が比較的多くの時間を過ごすことが想定される場所における空間線量率の代表値とすることが概ね妥当であると考えられる地点を選定すること。
(ロ)道路、歩道、側溝など	30m毎に1箇所
(ハ)農地、田畑	30mメッシュに区画し、各区画毎に1箇所
(ニ)森林	林縁部から森林側に10m入った場所において、50m毎に1箇所

- (4) 測定点を地図上に図示し、作業実施計画として作成し、調査職員の了解を得るものとする。
- (5) 測定点において、除染関係ガイドライン及び別添「放射線量測定方法」に従って、空間線量率及びベータ線表面汚染密度を測定し、その結果を記録するものとする。また、降雨や積雪など悪天候の際に測定を実施する場合は、事前に調査職員と協議を行うものとする。なお、調査に当たっては、線量測定・管理に関するシステムを用いて情報の一元管理を行うこととし、測定点は、座標で管理するものとする。
- (6) 測定点については、除染後にも同一の測定点で同じ方法・測定器によって、除染前との測定結果と比較可能な方法により放射線モニタリングができるよう、その測定位置、検出器の方向（原則東向きとする）とともに使用した測定器の情報を図面、写真等で

記録するものとする。写真は測定位置が特定できるよう目印となる建物等が写るよう
に撮影すること。

- (7) 農地、田畑については、測定点における土壌の放射性物質濃度を推定し、記録するものとする。

2. 土地等の調査

- (1) 調査区域について、土地等の調査に先立ち、私有地に立ち入らない範囲で現地調査を行い、土地等の概況を把握するものとする。
- (2) 土地等の調査は、公有地・私有地に立ち入って行うこととする。私有地については、立ち入りに関する同意が得られている範囲で行うこととし、調査を行う場合には、あらかじめ立ち入りに関する同意の状況を調査職員に確認したうえで行うものとする。
- (3) 除染対象物のうち建物については、震災等の影響ですでに建物が全壊、半壊、一部損壊などを起こしている可能性があることから、建築士、又は応急危険度判定士により、外部から目視等により建物等の状況を調査し、高圧洗浄や屋根に上って行う除染等の措置を実施することが可能か確認し、その結果を記録すること。
- (4) 除染対象となる建物について、次により写真を撮影し、建物ごとに写真台帳を作成するものとする。
- 一 写真撮影 四方からの外部及び屋根の写真を、原則として 30 枚程度撮影する。
 - 二 写真台帳 一で得た写真について、写真番号を付して整理し、撮影の位置、方向及び写真番号を記載した写真撮影方向図を添付し、撮影年月日を記入する。
- (5) 前項の建物に損傷箇所があると認められる場合には、損傷部分について、原則として、次の部位別に、それぞれ定められた方法で詳細な調査を行うものとする。なお、必要に応じ、ひび割れ状況の画像解析等による二次判定等を行うものとする。
- 一 外壁 亀裂等が発生しているときは、四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等を記録する。
 - 二 屋根 亀裂又は破損等が発生しているときは、その損傷の程度を計測する。
 - 三 外構 門、柵、塀等に損傷が発生しているのを発見したときは、その状況等の調査を行う。
- (6) (4) の調査は、デジタルカメラを使用し、撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影するものとする。なお、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチにより行うものとする。また、スケッチに加え、必要に応じて高所作業車やラジコンヘリコプターを用いた高所等からの撮影等を行うものとする。
- ① 調査番号、建物等の番号及び権利者の氏名
 - ② 損傷名及び損傷の程度
 - ③ 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所

- (7) 前項の調査の結果は、建物ごとに、建物等の権利者名、建物の概要、損傷の状況を記載して作成するものとする。写真は、撮影したものをプリントアウトし、所定の記載を行ったうえでファイルするものとする。
- (8) 除染対象となる設備（家畜の飼育施設、営業を目的に設置されているもの（テニスコート、ゴルフ場、遊園地等）、間接的に営業に必要となるもの（駐車場、運動場など）等当該施設が製品等の製造に直接・間接的に関わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備をいう。ただし、建物として取り扱うことが相当と認められるものを除く。）について、次により写真を撮影し、原則として、当該設備の権利者ごとに写真台帳を作成するものとする。
- 一 写真撮影 当該設備の概要が把握できる写真の撮影
 - 二 写真台帳 一で得た写真について、写真番号を付し整理し、撮影の位置、方向及び写真番号を記載した写真撮影方向図を添付し、撮影年月日を記入する。
- (9) 前項の設備に損傷箇所があると認められる場合には、損傷部分について詳細な調査を行うものとする。その場合には、デジタルカメラを使用し、撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影するものとする。なお、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチにより行うものとする。また、スケッチに加え、必要に応じて高所作業車やラジコンヘリコプターを用いた高所等からの撮影等を行うものとする。
- ただし、写真撮影が困難なものについては姿図とすることができるものとする。なお、必要に応じてひび割れ状況の画像解析等による二次判定等を行うものとする。
- ① 調査番号、設備の番号及び権利者の氏名
 - ② 損傷名及び損傷の程度
 - ③ 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所
- (10) (8)の調査の結果は、設備ごとに、設備の権利者名、概要、損傷の状況を記載して作成するものとする。写真は、撮影したものをプリントアウトし、所定の記載を行ったうえでファイルするものとする。
- (11) 除染対象地域に留置されている自動車、農耕機具等について、次により写真をデジタルカメラで撮影し、写真台帳に記録するものとする。
- 一 写真撮影 概要が把握できる写真及びその権利者が判断できる部分の写真の撮影
 - 二 写真台帳 一で得た写真について、写真番号を付し整理し、撮影の位置、方向及び写真番号を記載した写真撮影方向図を添付し、撮影年月日を記入する。また、留置されていた所在地、権利者の氏名又は名称（代表者の氏名）、住所又は所在地及び電話番号（把握できる場合に限る。）を調査し、その結果を記載する。
- (12) 除染対象物となる土地、建物について平面図、立面図を作成すること。

3. 除染作業の同意書案の作成

- (1) 1 及び 2 の結果をもとに、除染対象物の細目ごとに、除染関係ガイドライン等環境省が示す方法に沿った除染方法を検討し、権利者ごとにとりまとめること。この場合、除染対象物のとりまとめに当たっては、除染対象物に関する地図、写真等の情報を一元的に管理して行うものとする。また、航空写真等を用いて資料を作成するものとする。
- (2) 除染対象物については、(1)のとりまとめの結果及び除染対象物の写真（建物については 4 方向からの写真を含むこと。）を添付した除染作業の実施に関する同意書案を、調査職員と協議の上作成するものとする。なお、作成する同意書案は、合計 461 関係人を想定している。

II. 同意取得支援業務

4. 同意取得支援

(1) 現地説明

- ① 関係人名簿に基づき、個々の関係人に係る除染対象物が存する場所（以下、単に「現地」という。）において、当該関係人に対し、現物の除染対象物と照らして除染同意書案を対面で説明し、除染同意書案に記載された内容・方法による除染を実施することについて、協力と同意を求める（以下、「現地説明」という。）。ただし、関係人が現地説明を経ずに除染同意書案に同意することについて、権利関係が明白であるなど、特段の支障がない場合であって、環境省と関係人が双方合意する場合は、当該関係人及び除染対象物に係る現地説明は行わないものとする。
- ② 現地説明に関係人の参加を得るため、①に先立ち、各関係人に電話その他の方法で、現地説明の目的等を説明し、現地説明の日時、同行者、交通手段その他必要な事項について調整を行い、了解を得る。
 - (ア) 関係人のスクリーニングが必要な場合には、請負者において、必要な事項について調整を行うこと。
 - (イ) 関係人から、現地説明を行う場所までのバス等の交通手段の提供を求められた場合は、効率的な計画のもとに、その手配を行うこと（この交通費の実費については積算に入れないこととする。）。)
 - (ウ) 請負者は、現地説明に立ち会った関係人に立会謝金として原則半日分の金額（6,900 円）を支払わなければならない（複数回立ち会うことになった場合でも立会い謝金の支払いは 1 回までとする）。帰還困難区域に立ち入る場合には、関係人に東日本大震災に対処するための人事院規則 9－30（特殊勤務手当）の特例（平成 23 年人事院規則 9－129）に定める手当（3,960 円）を支払うとともに、そのことを記録しなければならない。また、謝金の支払いについて記録を残さなければならない。現地説明に立ち会う関係人は、各世帯につき 1 人と想定している。
 - (エ) その他、調査職員の指示を仰ぎつつ、関係人の現地への到着・誘導、現地からの

帰還等が円滑に行われるよう必要な業務を実施する。

③現地説明は以下のように行う。

(ア) 関係人に対する説明は、2名以上の者を一組として行うこととし、除染同意書案を基に除染の内容・方法について十分な理解が得られるよう、環境省の示す手引き等により、十分な説明を行うものとする。

(イ) 関係人に対して屋内（関係人が建物の占有者である場合に限る。）及び屋外における放射線の測定を希望するかを質問し、測定依頼があった場合には、除染関係ガイドラインに定める測定機器を用いて、当該関係人が有する土地等の屋内外における放射線濃度の測定を行い、測定の結果を測定の条件（位置、天候、測定対象物の表面状態、測定機器の型式・製造番号等）とともに記録し、除染同意書案に添付する。なお測定点数は、屋外、屋内とも5点程度と想定する。

(ロ) 測定点について、除染後にも同一の測定点で放射線モニタリングができるよう、その位置を図面、写真等で記録し、除染同意書案に添付するとともに、関係人の了解を得た上で、測定点に目印をつける。

(ハ) 関係人が示す情報により、除染同意書案による内容・方法で除染を行うことが困難と認められる場合であって、除染実施計画に基づき、環境省が示す除染等ガイドライン等に適合する範囲において、除染同意書案の内容・方法の変更が必要と認められる場合は、調査職員の指示を求め、その指示に基づいて、除染同意書案の修正を行う。

(ニ) 関係人から追加的な情報があった場合や除染作業に際しての主張や要望がなされた場合は、調査職員の指示を求め、その指示に基づいて、その内容を記録して除染同意書案に記載する。

(2) 同意取得

以上の説明及び追加的な調査、測定等に基づき、関係人及び調査職員の了解を得て、除染同意書案（追加・修正された場合は追加・修正分も含む）及び添付された情報や記録をまとめて除染同意書原本を作成し、関係人及び調査職員に確認及び署名・捺印を依頼する。

署名・捺印が得られた場合、除染同意書原本の写しを4部作成し、そのうち1部を関係人に渡す。（なお、残りの3部は、1部が環境省用、1部が除染作業の請負者用、1部が本業務の請負者用の控えであるが、電子的な写しとしても差し支えない）。また除染同意書原本は環境省に提出する。

除染同意書原本の作成について、関係人からの署名・捺印が得られない場合は、調査職員の指示を仰ぎ、その指示に従う。

(3) 関係人と連絡が取れない場合の処理

① 関係人の所在を特定することができなかつた場合など、関係人との連絡が取れない場合には、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力

発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 110 号。以下「法」という。)第 30 条第 4 項の規定を適用するため、同法施行規則(平成 23 年環境省令第 33 号)第 39 条に規定する官報掲載の案文を作成する。

②関係人が何らかの理由により現地説明に参加できない場合であって、電話その他の方法による説明では同意が得られない場合は、調査職員の指示を仰いだうえで、当該関係人のところに赴いて、(1)及び(2)を実施する。なお、本項の措置が必要となる関係人は福島県内 84%、福島県外 16%の居住分布と想定する。

5. 共通的业务

(1)関係人等からの質疑等への対応

本業務に係る事項(除染に係る一般的な情報から、調査内容、個々の除染同意書案の内容までを含む)について、関係人からの電話等で寄せられる質問等に対して随時(毎日朝 8 時から夜 8 時までを想定)対応できる体制を構築する。なお、対応の期間は平成 30 年 11 月 1 日から平成 31 年 2 月 28 日(12 月 29 日～1 月 3 日は除く)までとし、対応者は 1 名とする。

質問等に対しては、環境省が示す手引き等に基づき、可能な範囲で回答するとともに、関係人からの質問をとりまとめ、調査職員に報告する。また、対応結果に基づいて、調査職員の指示のもと、4. に掲げる措置のうち適切なものを実施する。

(2)同意取得支援業務進捗管理表の作成・更新

4. に示す業務の進捗を把握・管理するための同意取得支援業務進捗管理表を作成し、業務進捗に合わせて随時更新するとともに、定期的または調査職員の求めに応じて、その内容を報告する。同管理表には、全体の進行管理のほか、関係人毎の進行管理、地理的なまとまり、行政的なまとまり毎に進捗等を把握できることが必要である。

第 3 章 その他

1. 業務履行期限

契約締結の日から平成 31 年 3 月 22 日までの間に行うものとする。

なお、調査区域における建物解体と除染等工事を一体的に進めるため、今後、当該調査区域において発生する工事等と連携して業務を進めること。また、西大和久地区の国道 6 号線沿線については、平成 30 年 12 月末を目途に同意取得を行うものとする。当該区域の建物棟数等は、以下のとおり想定している。

- ・建物数： 198 棟(住宅地図等から目視で算出した数)
- ・道路総延長： 1.2km(土地利用区分地図等から推計した数)
- ・農用地総面積： 8.2ha(土地利用区分地図等から推計した数)
- ・関係人(地権者)： 73 人(登記簿データより推計した数)

2. 成果物

報告書概要版 3部

報告書及び別添資料 3部 (A4、100ページ程度)

土地・建物平面図及び立面図 1部

除染同意書原本一式 1部

除染同意書原本の写し一式 3部

報告書及び別添資料の電子データを収納した電子媒体 5式

報告書及びその電子データ、電子媒体の仕様及び記載事項は別紙によること。

提出場所 福島地方環境事務所

3. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2) 請負者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

4. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について調査職員に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、調査職員から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、調査職員からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて調査職員が行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、調査職員から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、調査職員からの指示に応

じて適切に廃棄すること。

(5) 情報システムを構築・改良する業務にあつては、請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠したシステムを構築すること。

(6) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

5. その他

請負者は、本仕様書及び共通仕様書（以下「仕様書」という。）に疑義が生じたとき、仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは仕様書に記載のない細部については、調査職員と速やかに協議しその指示に従うこと。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成 30 年 2 月 9 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針 210 頁、表 3 参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針 211 頁、表 4 参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフト及びファイル形式については、以下のとおりとし、その他のアプリケーションソフトの使用等が必要な場合は環境省担当官と協議すること。

- ・ 文章；ワープロソフト Justsystem 社一太郎（jtd 形式）、又は Microsoft 社 Word（ファイル形式は DOCX 形式以下）
- ・ 計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は XLSX 以下）
- ・ 画像；BMP 形式又は JPEG 形式（写真の有効画素数は黒板の文字を読み取れる程度とし、およそ 100 万画素を目安とする。）
- ・ 図面：DWG 形式及び SXF（P21）形式

(3) (2) による成果物に加え、それらの電子ファイルを「PDF ファイル形式」で保存した成果物を作成すること。

更に、紙納品した成果物のうち、除染等工事共通仕様書（第 7 版）5-2-1(7)で定める「除染結果報告書及び放射線量の測定記録」の原本ほか、環境省担当官が別途指示するものをスキャンして PDF ファイル形式で保存した成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R、CD-R または BD-R（25GB・50GB、以下「DVD-R 等」という。）とし、データを追記・書き換えできない方式で保存すること。また、事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ず付記すること。DVD-R 等への付記は、別図に従い、直接印刷又は油性フェルトペンでの手書きにより行うこと。

(5)文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 電子成果物のフォルダ構成

電子成果物の作成にあたっては、紙納品された成果物の目録に対応したフォルダを作成した上で、データを保存すること。

また、格納媒体が複数枚にわたる場合は、フォルダ構成の一覧を作成添付すること。

4. ウイルスチェック

電子媒体に対し、ウイルスチェックを行うこと。ウイルスチェックソフトは常に最新のデータにアップデートしたものを利用すること。

5. その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

電子媒体への表記

電子媒体のラベル面に、次の事項を表記すること。

- 1) 「工事番号」(別途指定する工事番号を記載すること)
- 2) 「工事・業務名称」(正式名称を記載すること)
- 3) 「作成年月」(工期終了時の年月を記載すること)
- 4) 「発注者名」(正式名称を記載すること)
- 5) 「受注者名」(正式名称を記載すること)
- 6) 「何枚目／総枚数」(総枚数の何枚目であるかを記載すること)
- 7) 「発注者署名欄」(主任監督員又は主任調査職員が署名すること)
- 8) 「受注者氏名欄」(現場代理人又は管理技術者が署名すること)

(表記方法にかかる留意事項)

- ・ ラベル面には、必要項目を表面に直接印刷、又は油性フェルトペンで表記し、媒体に損傷を与えないように留意すること。
- ・ 電子媒体のラベル面へ印刷したシールを貼り付ける方法は、シール剥がれ等による電子媒体や使用機器への悪影響を鑑み、行わないこと。
- ・ 表記事項のレイアウトは、以下の表記例によること。

工事番号:000000000000 枚数/総枚数
工事名称:平成0年度 0000000000工事
平成0年0月

発注者署名欄

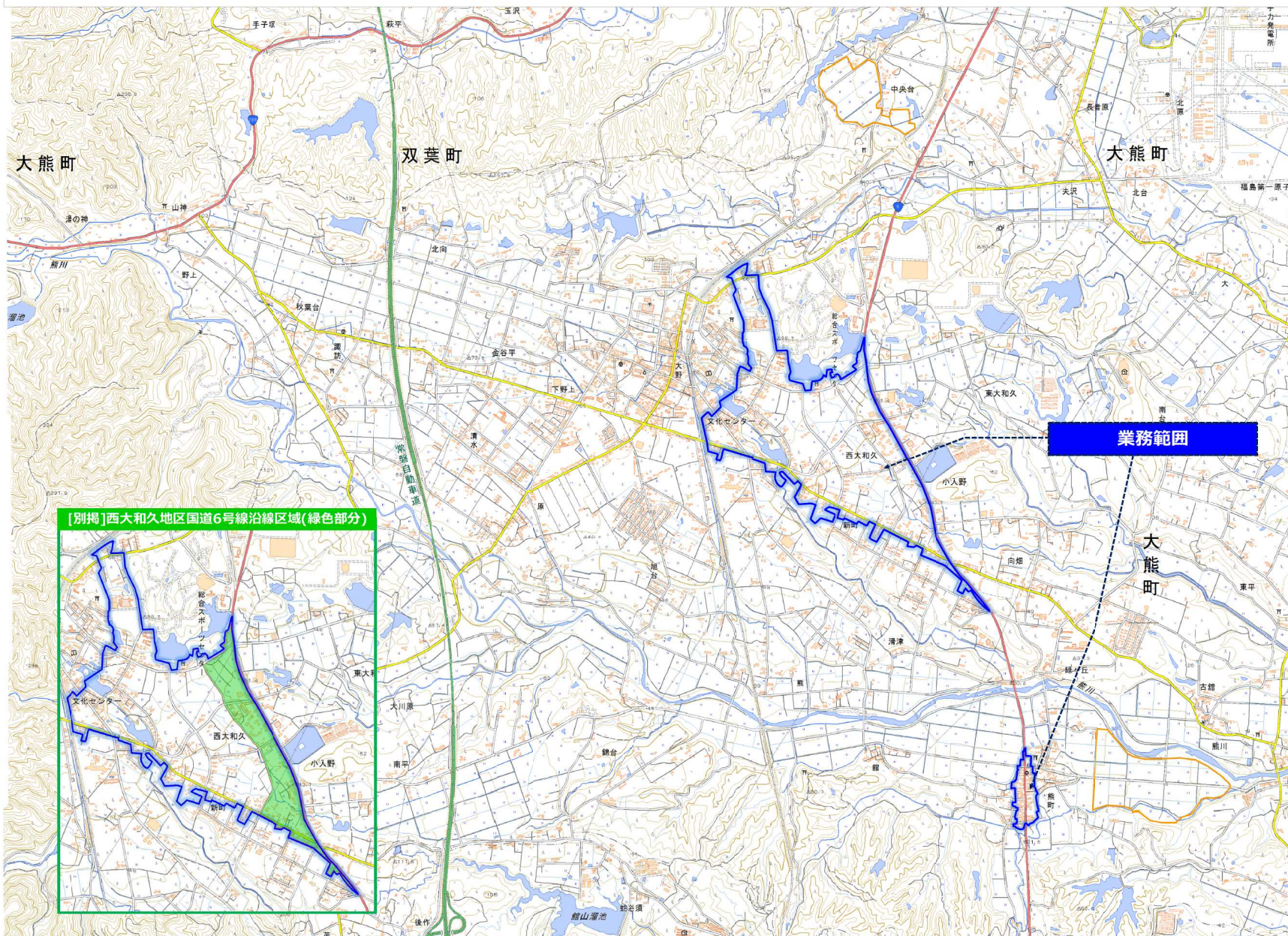
受注者署名欄

発注者:環境省福島地方環境事務所
受注者:△△建設株式会社

ウイルスチェックに関する情報
ウイルス対策ソフト名:〇〇〇〇
ウイルス定義:0000年0月0日版
チェック実施日:0000年0月0日
フォーマット形式:ISO9660(レベル1)

(電子媒体への表記例)

平成30年度大熊町特定復興再生拠点区域事前調査業務及び同意取得支援業務（その2）範囲図



[別掲]西大和久地区国道6号線沿線区域(緑色部分)

業務範囲

平成30年度大熊町特定復興再生拠点区域事前調査及び同意取得支援業務（その2）
数量総括表

項目	工種		単位	数量	備考	
	種別	細別				規格
設計業務						
直接原価						
木造建物の調査及び算定（木造建物A） 延べ面積～70㎡			棟	92		
木造建物の調査及び算定（木造建物A） 延べ面積70㎡～130㎡			棟	266		
木造建物の調査及び算定（木造建物A） 延べ面積130㎡～200㎡			棟	209		
木造建物の調査及び算定（木造建物A） 延べ面積200㎡～300㎡			棟	48		
木造建物の調査及び算定（木造建物C） 延べ面積～70㎡			棟	165		
木造建物の調査及び算定（木造建物C） 延べ面積70㎡～130㎡			棟	19		
木造建物の調査及び算定（木造建物C） 延べ面積300㎡～450㎡			棟	53		
木造建物の調査及び算定（木造建物C） 延べ面積450㎡～600㎡			棟	11		
木造建物の調査及び算定（木造建物C） 延べ面積600㎡～1000㎡			棟	8		
木造建物の調査及び算定（木造建物C） 延べ面積1000㎡～			棟	6		
土地等の調査（道路）現地調査			km	10.5		
土地等の調査（道路）数量等取りまとめ			km	10.5		
土地等の調査（宅地・農地・森林以外）			ha	4.6		
土地等の調査（農地）			ha	40.9		
土地等の調査（森林）			ha	12.6		
除染作業の同意書案作成			人	461		
測量業務						
直接測量費						
放射線モニタリング（測定点決定）			点	4,171		
放射線モニタリング（測定）			点	4,171		
放射線モニタリング（データ整理）			点	4,171		

平成30年度大熊町特定復興再生拠点区域事前調査及び同意取得支援業務（その2）
数量総括表

項目			単位	数量	備考
	工種				
	種別				
	細別	規格			
設計業務					
直接原価					
同意取得			式	1	

総括表

工 事 名	平成30年度大熊町特定復興再生拠点区域事前調査及び同意取得支援業務（その2）		
施 工 場 所	大熊町		
施 工 期 間	～	発 注 元	環境省 福島地方環境事務所
省 庁 名	一般土木	担 当 者	
工 事 コ ー ド			
工 事 価 格		請 負 工 事 価 格	
工 事 内 容			
備 考 欄			

本工事費内訳書

平成30年度大熊町特定復興再生拠点区域事前調査

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
直接原価(電子成果品作成費除く)	式	1				
作業計画書作成	式	1			1号代価表 8頁	
報告書作成	式	1			2号代価表 9頁	
打合せ協議	式	1			3号代価表 10頁	
木造建物の調査及び算定(木造建物A) 延べ面積～70m ² 外部のみの調査補正0.6	棟	92			4号代価表 11頁	
木造建物の調査及び算定(木造建物A) 延べ面積70m ² ～130m ² 外部のみの調査補正0.	棟	266			5号代価表 13頁	
木造建物の調査及び算定(木造建物A) 延べ面積130m ² ～200m ² 外部のみの調査補正0	棟	209			6号代価表 15頁	
木造建物の調査及び算定(木造建物A) 延べ面積200m ² ～300m ² 外部のみの調査補正0	棟	48			7号代価表 17頁	
木造建物の調査及び算定(木造建物C) 延べ面積～70m ² 外部のみの調査補正0.6	棟	165			8号代価表 19頁	
木造建物の調査及び算定(木造建物C) 延べ面積70～130m ² 外部のみの調査補正0.6	棟	19			9号代価表 21頁	
木造建物の調査及び算定(木造建物C) 延べ面積300m ² ～450m ² 外部のみの調査補正0	棟	53			10号代価表 23頁	
木造建物の調査及び算定(木造建物C) 延べ面積450m ² ～600m ² 外部のみの調査補正0	棟	11			11号代価表 25頁	
木造建物の調査及び算定(木造建物C) 延べ面積600m ² ～1000m ² 外部のみの調査補正	棟	8			12号代価表 27頁	
木造建物の調査及び算定(木造建物C) 延べ面積1000m ² ～1400m ² 外部のみの調査補正	棟	6			13号代価表 29頁	

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土地等の調査(道路) 現地調査	km	10.5			14号代価表 31頁	
土地等の調査(道路) 数量等取りまとめ	km	10.5			15号代価表 32頁	
土地等の調査(宅地・農地・森林以外)	ha	4.6			16号代価表 33頁	
土地等の調査(農地)	ha	40.9			17号代価表 34頁	
土地等の調査(森林)	ha	12.6			18号代価表 35頁	
除染作業の同意書案作成	人	461			19号代価表 36頁	
旅費交通費(基地～現地)	式	1			20号代価表 37頁	
電子成果品作成費	式	1				
直接原価(その他原価除く)	式	1				
その他原価	式	1				
一般管理費等	式	1				
業務価格	式	1				
直接測量費(安全費・電子成果品作成費・成果検定費)	式	1				
放射線モニタリング(測定点決定)	点	4,171			21号代価表 38頁	

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
放射線モニタリング(測定)	点	4,171			22号代価表 39頁	
放射線モニタリング(データ整理)	点	4,171			23号代価表 40頁	
旅費交通費(基地～現場)	式	1			24号代価表 41頁	
機械経費	式	1			1号内訳書	
直接測量費	式	1				
間接測量費	式	1				
諸経費	式	1				
測量業務価格	式	1				
直接原価(電子成果品作成費除く)	式	1				
説明	式	1			25号代価表 42頁	
同意取得	式	1			30号代価表 47頁	
関係人等からの質疑等への対応	式	1			35号代価表 52頁	
同意取得支援業務進捗管理表の作成・更新 (打合せ中間2回・納入時)	式	1			36号代価表 53頁	
旅費交通費	式	1			2号内訳書	

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
機械経費	式	1			3号内訳書	
直接原価(その他原価除く)	式	1				
その他原価	式	1				
一般管理費等	式	1				
業務価格	式	1				
業務価格	式	1				
消費税相当額	式	1				
業務委託料	式	1				

木造建物の調査及び算定（木造建物A）
 延べ面積～70m² 外部のみの調査補正0.6

代価表

（ 第4号 ）

1 棟

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単 価	金 額	摘 要	備 考
外業（調査）	式	1				
技師(A)(屋外補正対象)	人	0.144				
技師(B)(屋外補正対象)	人	0.144				
技師(C)(屋外補正対象)	人	0.144				
特殊勤務手当（帰還困難区域）	人	0.432				
内業(図面等)	式	1				
技師(A)	人	0.043				
技師(B)	人	0.398				
技師(C)	人	0.298				
内業(算定)	式	1				
技師(A)	人	0.058				
技師(B)	人	0.202				
技師(C)	人	0.086				
技術員	人	0.058				

木造建物の調査及び算定（木造建物A）

延べ面積70m²～130m² 外部のみの調査補正0.6

代価表

（ 第5号 ）

1 棟

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
外業（調査）	式	1				
技師(A)（屋外補正対象）	人	0.18				
技師(B)（屋外補正対象）	人	0.18				
技師(C)（屋外補正対象）	人	0.18				
特殊勤務手当（帰還困難区域）	人	0.54				
内業（図面等）	式	1				
技師(A)	人	0.054				
技師(B)	人	0.498				
技師(C)	人	0.372				
内業（算定）	式	1				
技師(A)	人	0.072				
技師(B)	人	0.252				
技師(C)	人	0.108				
技術員	人	0.072				

木造建物の調査及び算定（木造建物A）

延べ面積130m²～200m² 外部のみの調査補正0.6

代価表

（ 第6号 ）

1 棟

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
外業（調査）	式	1				
技師(A)（屋外補正対象）	人	0.234				
技師(B)（屋外補正対象）	人	0.234				
技師(C)（屋外補正対象）	人	0.234				
特殊勤務手当（帰還困難区域）	人	0.702				
内業（図面等）	式	1				
技師(A)	人	0.07				
技師(B)	人	0.647				
技師(C)	人	0.484				
内業（算定）	式	1				
技師(A)	人	0.094				
技師(B)	人	0.328				
技師(C)	人	0.14				
技術員	人	0.094				

木造建物の調査及び算定（木造建物A）

延べ面積200m²～300m² 外部のみの調査補正0.6

代価表

（ 第7号 ）

1 棟

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
外業（調査）	式	1				
技師(A)（屋外補正対象）	人	0.324				
技師(B)（屋外補正対象）	人	0.324				
技師(C)（屋外補正対象）	人	0.324				
特殊勤務手当（帰還困難区域）	人	0.972				
内業（図面等）	式	1				
技師(A)	人	0.097				
技師(B)	人	0.896				
技師(C)	人	0.67				
内業（算定）	式	1				
技師(A)	人	0.13				
技師(B)	人	0.454				
技師(C)	人	0.194				
技術員	人	0.13				

木造建物の調査及び算定（木造建物C）
 延べ面積～70m² 外部のみの調査補正0.6

代価表

(第8号)

1棟

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
外業（調査）	式	1				
技師(A)（屋外補正対象）	人	0.101				
技師(B)（屋外補正対象）	人	0.101				
技師(C)（屋外補正対象）	人	0.101				
特殊勤務手当（帰還困難区域）	人	0.303				
内業（図面等）	式	1				
技師(A)	人	0.043				
技師(B)	人	0.274				
技師(C)	人	0.12				
内業（算定）	式	1				
技師(A)	人	0.043				
技師(B)	人	0.154				
技師(C)	人	0.086				
技術員	人	0.058				

木造建物の調査及び算定（木造建物C）

延べ面積70～130m² 外部のみの調査補正0.6

代価表

（ 第9号 ）

1棟

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
外業（調査）	式	1				
技師(A)（屋外補正対象）	人	0.126				
技師(B)（屋外補正対象）	人	0.126				
技師(C)（屋外補正対象）	人	0.126				
特殊勤務手当（帰還困難区域）	人	0.378				
内業（図面等）	式	1				
技師(A)	人	0.054				
技師(B)	人	0.342				
技師(C)	人	0.15				
内業（算定）	式	1				
技師(A)	人	0.054				
技師(B)	人	0.192				
技師(C)	人	0.108				
技術員	人	0.072				

木造建物の調査及び算定（木造建物C）

延べ面積300m²～450m² 外部のみの調査補正0.6

代価表

（ 第10号 ）

1 棟

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
外業（調査）	式	1				
技師(A)(屋外補正対象)	人	0.302				
技師(B)(屋外補正対象)	人	0.302				
技師(C)(屋外補正対象)	人	0.302				
特殊勤務手当（帰還困難区域）	人	0.906				
内業(図面等)	式	1				
技師(A)	人	0.13				
技師(B)	人	0.821				
技師(C)	人	0.36				
内業(算定)	式	1				
技師(A)	人	0.13				
技師(B)	人	0.461				
技師(C)	人	0.259				
技術員	人	0.173				

木造建物の調査及び算定（木造建物C）

延べ面積450m²～600m² 外部のみの調査補正0.6

代価表

（ 第11号 ）

1棟

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
外業（調査）	式	1				
技師(A)（屋外補正対象）	人	0.378				
技師(B)（屋外補正対象）	人	0.378				
技師(C)（屋外補正対象）	人	0.378				
特殊勤務手当（帰還困難区域）	人	1.134				
内業（図面等）	式	1				
技師(A)	人	0.162				
技師(B)	人	1.026				
技師(C)	人	0.45				
内業（算定）	式	1				
技師(A)	人	0.162				
技師(B)	人	0.576				
技師(C)	人	0.324				
技術員	人	0.216				

木造建物の調査及び算定（木造建物C）

延べ面積600m²～1000m² 外部のみの調査補正0.

代価表

（ 第12号 ）

1 棟

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単 価	金 額	摘 要	備 考
外業（調査）	式	1				
技師(A)（屋外補正対象）	人	0.504				
技師(B)（屋外補正対象）	人	0.504				
技師(C)（屋外補正対象）	人	0.504				
特殊勤務手当（帰還困難区域）	人	1.512				
内業（図面等）	式	1				
技師(A)	人	0.216				
技師(B)	人	1.368				
技師(C)	人	0.6				
内業（算定）	式	1				
技師(A)	人	0.216				
技師(B)	人	0.768				
技師(C)	人	0.432				
技術員	人	0.288				

木造建物の調査及び算定（木造建物C）

延べ面積1000m²～1400m² 外部のみの調査補正0.

代価表

（ 第13号 ）

1 棟

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
外業（調査）	式	1				
技師(A)(屋外補正対象)	人	0.668				
技師(B)(屋外補正対象)	人	0.668				
技師(C)(屋外補正対象)	人	0.668				
特殊勤務手当（帰還困難区域）	人	2.004				
内業(図面等)	式	1				
技師(A)	人	0.286				
技師(B)	人	1.813				
技師(C)	人	0.795				
内業(算定)	式	1				
技師(A)	人	0.286				
技師(B)	人	1.018				
技師(C)	人	0.572				
技術員	人	0.382				

代価表

(第14号)

1 km

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
技師(A)(屋外補正対象)	人	0.425				
技師(B)(屋外補正対象)	人	0.85				
技師(C)(屋外補正対象)	人	0.85				
特殊勤務手当(帰還困難区域)	人	2.125				
電子計算機使用料	%	2				
1km当り						

代価表

(第17号)

1 ha

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
主任技師	人	0.001				
技師(A)	人	0.001				
技師(B)	人	0.002				
技師(C)	人	0.002				
技術員	人	0.01				
1ha当り						

代価表

(第18号)

1 ha

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
主任技師	人	0.002				
技師(A)	人	0.002				
技師(B)	人	0.004				
技師(C)	人	0.004				
技術員	人	0.02				
1ha当り						

代価表

(第21号)

840 点

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
測量主任技師(屋外補正対象)	人	2				
測量技師(屋外補正対象)	人	2				
測量技師補(屋外補正対象)	人	2				
特殊勤務手当(帰還困難区域)	人	6				
1点当り						

代価表

(第35号)

1式

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
技術員	人	171				
1式当り						

